

特定非営利活動法人日本障害者協議会

2019年度事業計画

2019年度は、障害者権利条約（権利条約）の平行レポート（パラレポ）がJDF（日本障害フォーラム）でまとめられ、秋には最初の事前質問事項が出る。パラレポ作成に積極的に参画しているJDは、この活用を含め、障害のある人の政策と暮らし向上のために事業・活動を実施する。

以下、2019年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会：JDFと一体、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとの整理と、JD全体として取り組む重要事項と合わせて計画し、実施する。

*文中敬称略、加盟団体＝正会員団体

【重点課題】

1. 社会的テーマ

－障害者の視点で日本国憲法を考えることの大切さを共有－

戦後70年であった2015年に始まり、障害者のしあわせと平和を考えるシリーズを4回実施してきた。本年度はこれらを引き継ぎ、憲法と障害者について、権利条約の視点をも考えあわせた内容を企画する。

2. 障害分野のテーマ

－権利条約のパラレポの活用－

パラレポは、“もう一つの真の障害者白書”とも言える障害者の政策と生活実態が反映された内容になる。これが国際的に共有されることを最大限活用し、先進国の中でも立ち後れた日本の現状を直視することから解決の糸口をつかめるよう、役割を果たしていく。

－障害者差別解消法の見直しと改善に向けて－

差別解消法の見直しが遅れており、JDなど障害団体からの働きかけが大事である。障害者差別・排除の潜在意識の根は深い。意識の変革は容易ではないが、権利条約第8条「意識の向上」に謳われている“偏見や有害な慣行との戦い”を広く共有し、権利条約の水準に合わせた見直しを求めていく。

3. JDの課題

－つながりづくり－

JDFの中で役割を果たし、各団体と協力しながら、権利条約が謳う「他の者との平等」が実現する社会をめざす。報酬改定など、障害のある人のいのちや暮らし、また、障害者支援の現場にもたらす影響を補足しながら、関係する人たちの制度改善に取り組む。

「我が事・丸ごと」地域共生社会に向けた施策が進められているが、高齢、子ども、生活保護など、近接する分野との連携を強め、人々のいのちを大切にする制度・施策を求めていく。

－政策提言と運動－

上記1、2の取り組みを進めながら、その時々に必要なとされる政策を提言し、社会保障・障害者施策を前進させるための運動に積極的に取り組んでいく。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現のために、権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正や予算確保をはじめ、必要な提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

- ① 権利条約の履行に向け、締約国報告の評価・検討と、パラレポづくりに寄与し、活用していく。
- ② 障害者差別解消法の周知に努め、実効性あるものとなるように働きかけていく。
- ③ 総合福祉部会の骨格提言および障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本

合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。

- ④ 医療・年金・生活保護をはじめ、社会保障全体が縮減の方向に向かっている状況において、これらの関連政策に対する意見表明をしていく。また、障害者予算の国際比較に資する統計的調査の必要性を認識し、財源の効率化が背景にある「我が事・丸ごと」政策などに対応しながら、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。
特に障害者の年金についての新たな提言づくりをめざし、障害者の家計実体を把握するための情報・資料を収集する。
 - ⑤ 旧優生保護法下での強制不妊手術の実態を看過できない深刻な人権問題と捉え、政府の責任を明らかにさせるために幅広い立場で議論していく。出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても慎重に議論をしていく。
 - ⑥ 障害者雇用・就業のあり方について論議し、必要な政策提言を行う。
- (2) 障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しおよび障害者基本計画の検証
障害者基本法および虐待防止法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。また、障害者基本計画（第4次。2018年度から5年間）を検証する。
特に虐待に関しては緊急性を認識し、法整備の他、必要な提言を行う。
 - (3) シンポジウムや学習会等の開催
政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。
 - (4) タイムリーな意見や要望等の表明・提出
障害者政策委員会をはじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の進行や内容に合わせて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JDとしての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。
 - (5) 上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

2. 国際活動および障害者権利条約に関する活動

- (1) 権利条約を周知し、内容理解を深める運動の一環として政策会議を開催する。今回は、日本の審査に向けて提出のJDFパラレルレポートを共有し、学習する。
テーマ：障害者権利条約 パラレルレポートの到達点と課題
日時：2019年5月24日（金）13：30～17：00
場所：戸山サンライズ2階 大研修室
内容：情勢報告、国連障害者権利委員会（第21期）傍聴報告、JDFパラレポ概要と今後の焦点と課題
- (2) パラレルレポート等の検討活動
上記政策会議をはじめ、状況に応じて学習会、懇談会などを開催する。事前質問項目に対応するパラレポづくりへの参画などに、積極的に関与していく。また、権利条約の国内での実行に向けた取り組みや、世界各国のホットな条約関連情報を日本に伝える「JD仮訳」の充実を図る。
- (3) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」SDGsへの働きかけ
「誰も置き去りにしない (leave no one behind)」という考え方を強調しているSDGsの実施に向けて、JDF等と情報を共有し、連携して働きかけていく。
- (4) 国際会議等への対応
国連での障害者権利委員会による日本の審査に影響を与えるための取り組みや、アジア太平洋障害者の十年の推進のために、JDFと連携しつつ対応する。

3. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解の促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢者、女性、子ども、貧困など近接領域との交流に努め、実効力の伴う運動を図る。

JDの政策提言や見解を政府や政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

(1) 国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向けて、さまざまな面から働きかけていく。

(2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催

権利条約の理念の実現をめざし、その周知に努め、課題や状況に応じて、関係者および広く一般の興味・関心を引く内容や、新しい切り口をテーマに企画する。

① サマーセミナー「価値なき者の抹殺 優生思想—私たちはどう向き合うか」

優生思想の根源を学び、障害者差別・排除の現実を知る。その問題の本質に迫り、障害者を締め出す社会は弱くもろいということを認識し得るプログラムを企画する。

日時：2019年7月25日（水）13:00～16:30

場所：国会議員会館（東京都千代田区永田町）

内容：基調講演「強者だけの社会が理想なのか！—弱者をしめ出す社会は弱くもろい」藤井克徳(JD代表)
討論会…優生保護法被害の報道に関するマスコミ各社によるディスカッション、など。

② 「憲法と障害者」

障害者のしあわせと平和を考えるシリーズを引き継ぐものとして、憲法と権利条約の視点から障害者の実態をみる内容を企画する。

日時：2019年11月2日（土）13:00～16:30

場所：星陵会館 ホール（東京都千代田区永田町）

内容：記念講演「憲法と障害者—ノンフィクション作家の目と心を通して」柳田邦男(ノンフィクション作家)
討論会…テーマ、登壇者などは漸次固めていく。
パラレポに関する報告、など。

③ 連続講座…年度後半に実施する。タイムリーな企画とするためテーマ等は未定。

(3) JD役員はじめJD関係者の協力による講師派遣事業を引き続き実施する。

神奈川県意思決定支援（出前講座）事業を昨年度に続き受託し、実施する。

(4) 2020年のJD40周年事業に向けて準備委員会を設置して企画検討を始める。

4. 広報活動

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報のみならず幅広い情報発信の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。
- (2) 「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関連団体をはじめ、社会保障分野の団体、企業、研究機関などにも働きかけ、普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子として引き続きJDブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。
- (4) JDが編集する『JD障害と福祉事典（仮称）』の出版に向けた作業を引き続き進める。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD役員や加盟団体の協力を得ながら、常任編集委員会を中心とするチームにより進める。
- (5) 「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

5. 情報通信活動

権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動を引き続き行う。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に引き続き取り組む。

- (1) 権利条約の実現のため、パラレポづくりなどで情報の共有化を図る。

- (2) 構成団体となっている「障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」での情報通信活動を担う。
- (3) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (4) JD のホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめ ICT 活用のための相談活動を図る。

6. 関連事業

- (1) JDF等との連携・協同
JDFの各委員会に参画してJDFの活動に寄与するとともに、障害種別、分野、立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。
- (2) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み
基本合意文書を、骨格提言、権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を、実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟原告団・弁護団との連携を強めていく。
2020年1月、基本合意締結10年となる。この節目の事業を実施する。
めざす会の活動に継続的に積極的に取り組み、引き続き事務局を担っていく。
- (3) 社会支援雇用に関する活動
「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携して継続していく。また、インクルーシブ雇用議連との学習と連携を大切に、政策につながる成果を見据えながら社会支援雇用制度の実現を図る。

7. 組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら、運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

- (1) 会員の拡大
新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から声を上げにくい比較的小規模な団体をも常に念頭に置いて支援を行なっていく。
賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。
- (2) 寄附の募集
認定NPO法人には寄附者数の要件（3000円以上の寄附者数が年平均100人以上）が課される。財政強化および、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。本年度は更新申請の年にあたり、審査に向けての準備を行う。
- (3) 理事会・専門委員会の活性化
理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。
専門委員会（①政策、②国際（JDFと一体）、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。
- (4) 事務局の整備等
事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。